



配布資料一覧

	資料名	参考箇所
資料1	札幌市自治基本条例 抜粋 (目次・前文・第1条～第3条第2項一部)	・第2条第3項「定義」
資料2	静岡市自治基本条例 抜粋 (第1条～第3条)	・P12 第2条解説内「市政」
資料3	我孫子市ホームページ「市民投票制度」	・「対象は市政運営上の重要課題」
資料4	松山市地域におけるまちづくり条例 松山市地域におけるまちづくり条例施行規則	・第2条第2項「定義」 ・第2章「まちづくり協議会」 ・第3章「支援等」 ・第4条「まちづくり協議会の認定要件」
資料5	札幌市 職員のための情報共有・ 市民参加推進の手引	・P8「市民参加フロー」内「想定される市民参加」 ・P9「(4)市民参加で出された意見への対応」
資料6	静岡市市民参画の推進に関する条例 静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則	・第7条2項、第9条、第14条、第16条、第18条 ・第2条(1)(2)(4)(5) ・第3章
資料7	牧之原市行政改革大綱29の取り組みに係る 市民参加予定の公表(案)	・市民参加の方法欄
資料8	牧之原市におけるパブリックコメントの 実施状況	・すべて
資料9	ニセコ町 まちづくり基本条例の手引	・第5条「参加原則」解説内(白丸)部分 ・第7条「情報共有のための制度」 ・第38条第2項、第3項「計画策定等の手続き」 ・第48条「町民投票の実施」
資料10	三鷹市人財育成基本方針	・すべて

第四章 協働の必要性

第1節 なぜ、協働が必要か

今までは、行政が公共的サービス提供の大半を担ってきました。もちろん、市民活動や企業が担ってきたものも少なくなく、近年では民営化の流れなどにより増える傾向にあります。しかし、行政の扱う部分はまだまだ大きく、多くの市民が行政まかせの意識を持つ傾向は否定できません。

しかし、行政には、機動性や融通性よりも、議会や法律などの民主的で厳しい統制を通じ、全体の奉仕者としての公共性と公平性、継続性という大原則が求められています。これらの原則があるため、変化が激しい社会環境への迅速で柔軟な対応や、多様化・複雑化したニーズへのきめ細かい対応は不得手です。また、財政の悪化などから、行政が担うサービス範囲の見直し、受益者負担の適正化やコスト意識の高揚などが求められています。

市民と行政が「公共的サービスはすべて行政が提供すべきである」と考えている限り、行政が「やるか、やらないか」という選択しかありません。しかし、見方を変え、行政だけでなく「誰がやればうまくいくか」という考えに立てば、

様々な可能性が広がります。行政は従来の主役から市民活動との共演者に、また市民活動が主役で行政は裏方としての役割を担うことも考えられます。そのような考え方に基づく適切な役割分担が協働であり、その拡大が必要とされています。

第2節 公共的サービスを担う3つのセクター(行政、市民活動、企業)の特性

1 行政

全体の奉仕者であり、サービスの実施に当たっては、公共性と公平性、継続性などの大原則があります。また、市民の税金をもとに活動するので、議会や法律などの厳しい統制があり、小回りが利かなかつたり、予算と事業を年度ごとに区切らなければならないような制約があります。

2 市民活動

関係する人々の共感が得られる事業や分野で活動します。身近で「気づいたこと」を「行動」に移すことが基本となるため、行政に比べて新しい取り組みや市民生活に密着した取り組みを得意とし、小回りがききます。また、提供しようとするサービスの内容によって、サービス提供の対象を選ぶことができます。ボランティアや協力者などの使命感と行動のほか、サービスの対価や会費、寄付金、補助金などが、活動の原資になります。

3 企業

公共的サービスの提供の役割を担うという点では、市民活動とほぼ同じ位置づけになります。人権の尊重や環境対策、法令遵守などの社会的な責任が求められる一方、収益の確保を主要な動機とする点で市民活動と大きく異なります。必要な経費はサービスの対価が主となります。



第3節

公共的サービスの 定義と役割分担

本指針における「公共的サービス」とは、各種証明書の交付などの窓口サービスや公共施設の整備など、従来、行政や公的機関が提供してきたものだけではなく、公共交通や放送、通信など、民間企業であっても広く公共の利便を目的としたサービスも含み、さらに社会的課題・問題の解決など、社会全体の利益（公益）のための活動全般のことを意味します。

公益の判断にあたっては、行政が前提として

いるような、すべての人にもれなく、公平で一律的、平等にサービスを提供しなければならぬという考え方だけにとらわれることなく、多様化・複雑化した社会的課題や市民ニーズに対して、様々な立場から多元的に検討する必要があるとあります。

このような観点から、公共的サービスの大半を行政だけで提供している状況を改め、市民活動団体などを含めて、公共的サービスは、誰が何のために、どのように提供するのが一番よいかを検討する必要があります。

第五章 協働の推進と市民活動の発展のための施策

第1節 基本的な考え方

「市民都市・静岡市」の実現のために何よりも大切なのは、主体の特性に合わせて適切に役割を分担し協働を推進することです。行政は、協働の前提となる情報公開と市民参画の保障のもとで、組織として、一職員として、既存の考え方にとらわれずに、協働に取り組みなければなりません。

行政と市民活動の協働では、市民生活に密着した市民活動のアイデアや創造力を活かすとともに、相互の信頼関係を築き参画意識・責任感を高めるために、企画段階から適切な役割分担を共に検討することが望まれます。

また、行政と市民活動との協働は必然的に市民参画の度合いが高くなることから、協働作業のプロセス(過程)の良否が市民満足度の高さにつながります。個々の事業については、何を成果として得るのかをしっかりと考えていかなければなりません。全体としては、プロセスを通じてどのような経験を得るかということが大切です。

そして、経験をできる限り多く積んでいく

ために、市民、行政職員の意識改革と、協働のパートナーである市民活動の力をつける必要があります。

第2節 具体的施策：市職員・市民の意識改革

本指針における協働は、既存の方法の改善や修正に留まらず、新しい方法や未経験の分野に行政や市民が取り組むことを意味します。したがって、協働を担う市職員にも市民にも、既存の組織や考え方に囚われず、創造的に取り組むよう、意識改革が求められます。

1 市職員の意識改革

協働の前提となるのが職員の意識改革です。庁内向けの^{*}ニュースレターの発行や研修会などを通じて、協働や市民活動に対する啓発を進めます。また、市民活動への参加を促進し、実践を通じて、より深い知識やノウハウを持つ職員の育成や活用も進めます。^{*}定期的に発行する情報誌

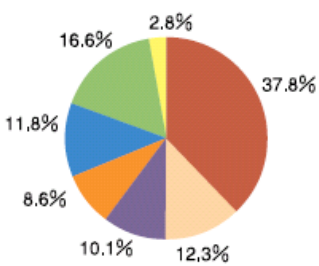
■各種の研修 ■ニュースレター
■実践職員の紹介(市民活動団体からの)顕彰など

2 市民の意識改革

協働の推進にあたっては、市民活動などに直接携わる市民だけでなく、広く市民の理解を深め、社会全体の意識を変えていくことが大切です。

■PR用パンフレット ■ホームページ ■情報誌
■啓発のための講座・講演会
■子どもに対する体験教育など

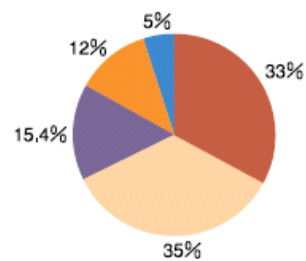
市民が地域活動に参加しない理由



■仕事・家事で多忙
■参加したい活動がない
■人間関係が煩わしい
■地域活動が閉鎖的
■参加方法が不明・情報がない
■その他
■無回答

(資料:旧清水市「平成12年市民アンケート」)

市職員が市民活動に参加しない理由



■時間がない
■関心がない
■価値を見出せない
■面倒である
■その他

(資料:旧静岡市及び旧清水市「平成14年庁内職員向け市民活動等意識調査」)